

豊橋市地区市民館無線 LAN の利用について

◇利用目的

地区市民館でのグループ活動や学習活動にご利用いただけます。

◇使用ができない活動

著作権など権利を侵害する行為



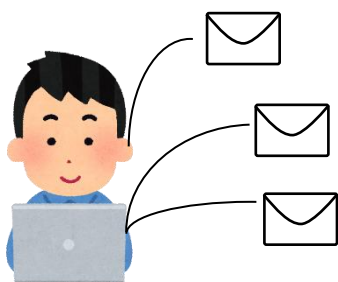
誹謗中傷する行為



有害プログラムの送付



大量のデータ送信



営利目的のために行う行為



他の利用者へ迷惑となる行為



※詳細は豊橋市 HP 上の豊橋市公衆無線 LAN 利用規約をご確認下さい

◇利用方法

① Wi-Fi 対応の情報端末機器で、地区市民館無線 LAN の SSID にアクセス

SSID : SHIMINKAN

暗号化キー : 館内の掲示をご確認ください

②市民館内に掲示している暗号化キーを入力し、接続する

※地区市民館では、情報端末機器の貸し出しはしていません。

※市民館職員が、情報端末機器の技術的なサポート等を行ったりしません。

◇注意事項

- 地区市民館の利用に関する注意事項を遵守いただき、ご活用ください。
- 学習室における情報端末機器の充電はできません。
- 利用状況によっては、アクセスがしにくい場合があります。
- インターネット上で利用した有料サービスなどは利用者の負担となります。
- Wi-Fi の暗号化キーは定期的に変更します。

豊橋市教育委員会